# 双方向機密保持契約及び反社会的勢力の排除に関する誓 約書

甲

契約者:

住所:

# **SPICYSOFT**

契約者:スパイシーソフト株式会社 代表取締役 山田 元康

住所 : 〒 160-0074 東京都新宿区北新宿

甲及び SPICYSOFT(以下、両者)は、ここをクリックしてテキストを入力してください。(以下、「本目的」という)を目的として。秘密情報の取扱い及び反社会的勢力排除のため、以下の通り契約(以下、「本契約」という)を締結する。また、本契約締結の証として、両者 記名および捺印または署名の上、各 1 通を電子的に保管するものとする。

# 第一章 秘密保持

## 第一条 秘密保持に係る目的

本契約は、本目的のために、両者が互いに相手方に対して開示する情報の秘密が保持され、十分な情報交換が行われることを目的とする。両者は、互いに、本目的のために必要と判断される各々の秘密情報を相手方に対して開示するものとする。

# 第二条 定義

- 1. 本契約において「開示者」とは、秘密情報を開示した当事者をいう。
- 2. 本契約において「被開示者」とは、秘密情報の開示を受けた当事者をいう。
- 3. 本契約において、「秘密情報」とは、個人情報保護法に基づく個人情報および、本契約に基づき開示者が被開示者に対して提供又は開示する一切の情報のうち、次の各号の方法により、秘密と指定されたものをいう。
- 4. 書面により提供又は開示する場合には、書面に秘密である旨の表示をする。
- 5. 口頭により提供又は開示する場合には、提供又は開示の際に秘密である旨を告げ、開示後 30 日以内に、 当該秘密情報を記載した書面に秘密である旨の表示をして当該書面を提供する。
- 6. 電子データ等(電子及び磁気記録媒体に保存した場合を含むが、これらに限られない)、書面あるいは口頭 以外の方法で提供又は開示する場合、秘密である旨の表示をすることができる場合には、かかる表示を行 うものとし、秘密である旨の表示をすることができない場合には、開示の際に秘密である旨を告げ、開示 後 30 日以内に、当該秘密情報を記載した書面に秘密である旨の表示をして当該書面を提供する。
- 7. 前項の定めに拘らず、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
- 開示時に、既に公知となっている情報
- 開示時に、既に被開示者が知っていた情報
- 開示後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- 開示の前後を問わず、被開示者が正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく合法的に入 手した情報

• 被開示者が、秘密情報とは無関係に、独自に開発し、又は知り得た情報

## 第三条 秘密保持義務

- 1. 秘密保持期間中、被開示者は、開示者から受領した秘密情報を、厳に秘密として取扱い、開示者の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示、漏洩せず、また、本目的以外に使用しないものとする。
- 2. 被開示者は、開示者から開示を受けた秘密情報を、開示者の事前の書面による承諾なくして、複製、改変等してはならない。
- 3. 被開示者は、開示者から開示を受けた秘密情報を秘密に保持する為、秘密情報を他の情報と明確に区別して保管する等、合理的な措置を講じ、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### 第四条 従業員等への開示

被開示者は、秘密情報を、本目的を遂行する為に知る必要のある自己の役員及び従業員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士、相手方から開示の承諾を得た業務委託先のみに開示できるものとし、これら以外の者が接することのないように保管する。この場合、被開示者は、当該役員及び従業員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士、相手方から開示の承諾を得た業務委託先に対し、本契約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させるものとする。

## 第五条 法令等に基づく開示

被開示者が、法令、政府等の行政機関又は裁判所の命令等によって秘密情報の開示を求められた場合、被開示者は 当該命令等の遵守に必要な範囲内においてのみ、当該秘密情報の開示ができるものとする。但し、当該命令等を受 けた被開示者は、可能な限り当該開示前に開示者にその旨を報告し、その具体的対応について協議するものとす る。

#### 第六条 秘密情報の返還及び廃棄

- 1. 被開示者は、本契約が終了したとき又は開示者から請求があったときは、直ちに秘密情報をその複製物も含め、すべて開示者に返還もしくは開示者の指示に従い廃棄又は消去しなければならないものとする。
- 2. 前項により、被開示者が廃棄又は消去をした場合、開示者は被開示者に対して、その事実を証する書面の提出を求めることができるものとする。

#### 第七条 知的財産権及び発明等の取扱い

- 1. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、被開示者に対する開示者の特許、実用新案、ノウハウ、その他一切の知的財産権の譲渡又は実施権、使用権、その他の権利の許諾を伴うものではない。
- 2. 被開示者は、秘密情報に基づき発明、考案又はノウハウ等(以下、「発明等」という)を成した場合は、速やかに開示者にその旨を書面により通知するものとし、発明等に関する産業財産権及びその登録を受ける権利の帰属を含めた発明等の取扱いについて、開示者及び被開示者間で別途協議の上、決定するものとする。

#### 第八条 確認事項

本契約のもとでの秘密情報の開示及び受領は、開示者及び被開示者いずれに対しても、本目的の中で言及されている取引その他一切の取引を行う義務を伴うものではない。

#### 第九条 損害賠償義務及び解除

- 1. 開示者及び被開示者が、本契約のいずれかの条項に違反した場合、相手方は、なんらの催告を要せず直ちに本契約を一方的に解除することができる。
- 2. 開示者及び被開示者は、前項に基づいて本契約を解除したか否かを問わず、違反者に対して、当該違反により被った直接かつ通常の損害につき、賠償を請求できる。

# 第二章 反社会的勢力の排除

# 第一〇条 反社会勢力の排除に係る目的

本章の各規定は、政府(犯罪対策閣僚会議)から公表された 2007 年 6 月 19 日付「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断することを目的とする。

#### 第一一条 適用範囲

第 10 条乃至第 13 条は、本契約、本契約の締結前に両者間で締結した全ての契約(書面によるか否かを問わず、また、書面の表題の名称を問わない。以下同じ)及び本契約の締結後に両者間で締結される全ての契約に適用される。

### 第一二条 反社会勢力との取引排除

- 1. 両者は、相手方に対し、次の各号について表明し、保証する。
- 自社が反社会的勢力でないこと。
- 自社が反社会的勢力でなかったこと。
- 自社が反社会的勢力に協力・関与していないこと。
- 自社が反社会的勢力に協力・関与したことがないこと。
- 自社が反社会的勢力を利用しないこと。
- 自社が反社会的勢力を利用したことがないこと。
- 自社の取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が、前各号に該当しないこと、並びにそれらの者が 反社会的勢力と交際がないこと及びなかったこと。
- 自社の財務及び事業の方針の決定を支配する取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が、前各号に 該当しないこと、並びにそれらの者が反社会勢力と交際がないこと及びなかったこと。
- 2. 両者は、前項に対する自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告し、是正措置を講ずる 義務を負うものとする。

#### 第一三条 解除

- 1. 両者は、相手方が第 12 条 1 項各号の何れかに違反した場合、または、同条第 2 項の是正措置を速やかに講じなかった場合は、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに第 11 条に定める全ての契約の全部又は一部について、解除あるいは履行停止その他適宜の措置を執ることができる。
- 2. 両者は、相手方が第 12 条 1 項各号の何れかに違反し、または、同条第 2 項の規定に違反したことにより 損害を被った場合は、前項に基づく契約解除その他適宜の措置の有無に拘わらず、当該損害の賠償を相手 方に請求できる。
- 3. 本条第1項の規定により、契約解除その他適宜の措置を受けた側は当該措置を原因とする損害について賠償請求はできないものとする。

# 第三章 その他

# 第一四条 契約の有効期間

- 1. 本契約有効期間の契約期間満了日の1ヵ月前までに、両者の書面による解約の合意がない場合は、さらに1年間延長し、以後も同様とする。
- 2. 前項の定めに拘らず、本契約が期間満了、解除等により終了した場合においても、本契約に基づく秘密保持義務は、本契約終了後3年間有効に存続するものとする。但し、個人情報保護法に該当する個人情報の秘密保持義務は、期間の定めがなく効力を有するものとする。

# 第一五条 協議解決

両者は、本契約の各条項及び本契約に定めのない事項の解釈につき疑義又は紛争が生じた場合、信義誠実の原則の もと、両者協議の上、解決するものとする。

# 第一六条 管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、両者共に東京地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上